

## 和歌童蒙抄補考

浅田 徹

要旨 本誌前号の「疑開抄と和歌童蒙抄（下）」に対する補足。まず童蒙抄伝本の考察で欠けていた古筆切三種を紹介する。次に成立に関する諸説をまとめ、成立時期の確定は困難で、むしろ長い時間を掛けて生成を続けていた（完結しないままの）学書とイメージするべきではないかと提案する。第三に童蒙抄の注釈の質について考え、儒者の注釈としての特性（周回の学書とわざと違いを出すように意図されていること）を読み取ろうと試みる。第四に山田洋嗣氏の提議された「童蒙抄の〈古歌〉捏造」の問題について検討する。



一、古筆資料の検討

本稿は「疑開抄と和歌童蒙抄（上・下）」（早稲田大学本庄高等学院研究紀要15、平9・3及び国文学研究資料館紀要24、平10・3）に連続するものである。第一稿では今井明氏の御研究に基づき、散佚書である疑開抄の内容と形態を推定し、童蒙抄が疑開抄を大幅に取り込んで作られた作品であったことを論じた。第二稿では、童蒙抄の伝本について整理し、範兼が不断に増補を続けていった過程が現存伝本の姿に反映されているものと推定した。本稿は第二稿において述べることのできなかつたいくつかの考察を補うものである。

まず、第二稿で伝本を論じた時に洩れていた古筆切資料について述べておこう。これは単に不注意のせいだったのであるが、このことはかえって幸いした。第二稿の末尾に右の断りを入れておいたところ、小林強・田中登両氏から資料の御教示を得たのである。両氏の御厚意に感謝し、有難くここに併せて掲げさせて頂くこととする。

童蒙抄の古筆切は三種類・計四葉知られているようである。順に検討する。

〔第一種〕伝西行筆

かけりなつけもとは名告藻とかけり

644むらさきのなたかのうらのなひきもの

こゝろはいもによせてしものを

六帖二

645今日もかもおきつたまはしらなみの

やへをるうへにみたれてそあらん

同ニあり

646 しらなみをおりかけあまのこくふねは

いのちにかふるみるめかりにか

同三

浜木綿

647 みくまの、うらのはまゆふいくかさね

われより人ヲおもひますらん

同ニありはまゆふは、せうはニ、たるくさのみく

..... (折り目) .....

なめてにかしとしてわらふしかもこれをう

らみきこの人又なんちかたくひありと云々

されはこの哥のこ、ろはわかこ、ろによしとおもひ

ていふことをもちぬられぬことをうらみて

よめるなるへし

葱

637 なはしろのこなきのはなヲきぬにすり

なる、まにくあせか、なしも

万十四 あせかとはおのねる（れかカ）といふこゝろなり

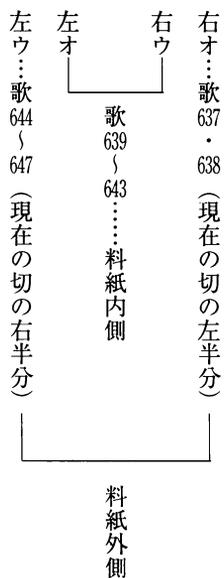
蓼

638 わかやとのほたてふるもとつみはやし

みになるまてにきみをしまたん

（個人蔵、『古筆学大成』による）

第一種の筆跡は『古筆学大成』によれば「西行の筆に擬する一群に共通する書風を示している。十三世紀初めのこの書写であろうか。とすると、『和歌童蒙抄』の写本としては、最古のものである」と記述される。私は何の鑑定眼も持たないので、鎌倉初期写という小松茂美氏の推定に従っておきたい。この切は小松氏も指摘される如く、途中に折り目があつて本文の順序が逆転している。恐らく列帖装の折の一番内側にあつた一枚で、仮にこの一紙の右側の丁と左側の丁のそれぞれオモテ・ウラを「右オ・右ウ・左オ・左ウ」（この順番で本文が写されていることになる）と呼べば、



という形になつていたものと想像され（行数配分として無理ではない）、つまりこの切は列帖装の一紙を裏返して

(外側を見せて) 押した状態で保存されているのであろう。順序の左右逆転はそのためであり、元に戻して考えてよい。

この部分の童蒙抄の本文は流布本(尊経閣本による)・異本(書陵部本による)ともにほとんど切と異同がなく、系統を判断することはできない。ただ非常に古い書写なので、是非ツレが出現してきてほしいものである。

〔第二種〕 伝家隆筆

A

これは六帖第三卷にあり貫之か

よめるなりうはたまのよかはと

よめり

442 かつらかはよるかひのほるか、りひ

のか、りけりともいまこそはしれ

これは同卷ありよるかひのほる

か、りひとよめり

／＼氷室

129 すへらきのみことのすゑしきえせねは

けふもひむろにおものたつなり

これは堀河院百首中に俊頼

朝臣よめるなりすへらきとはみ

（出光美術館蔵手鑑「墨宝」所収、同美術館編『書』平4による）

B

火なんとともしたるにとひいりて

しめるをいふなり

これは六帖第六卷にあり伊勢か

よめるなり　これはほたるならず

又云　小野篁消息云　不堪霄

蛾払燈之迷いへり

／＼  
蝉付晚々空々

834 いは、しるたきもと、ろになくせみの

こゑをしきけはみやこおほ、ゆ

これは万葉集第七卷ありたきも

と、ろになくせみとよめり

せみのこゑなけはかなしな夏むしの

（田中登氏蔵、氏より恵与された写真による）

第二種のうち、Aは出光美術館編『書』によると160×15.3 cmの枡型本の切。同書では南北朝時代の筆と推定している。Bも明らかに同筆。極札の「従二位家隆卿」は時代が合わない。Aについてはすでに『書』に伝本系統の推定があるので引用させていただく。

現存の伝本は草稿本系と精選本系とがあるが、本断簡のように、「夜河」「氷室」と項目が続くのは、草稿本系の卷二・時節部「夏」項の断簡であることを示す。

ここで「草稿本系」は前稿の用語で言えば異本を指し、「精選本系」は流布本を指す。つまり断簡Aは異本の切であるとの指摘である。確認すると、Aの中央、「氷室」とある所からは流布本では卷二時節部にあり、その前は流布本卷六漁獵部「夜河」の末尾であるから、流布本ではまったく違ったところにある記述が連続していることになるが、異本ではまさに（季節に関わる素材を時節部に移動集めた関係で）「夜河」の次が「氷室」となっている。歌学大系解題の異本の素材配列一覧を基に推定されたのだと思うが、高い見識を示されたものと言えよう。

しかし、そのままこの指摘に従うことも躊躇されるのである。書陵部本の該当部分を左に掲げよう（句読点・濁点を私に付す）。

（41かゞり火のかげしうつればかはたまのよかはの水の底もみえけり）

六帖第三に有。貫之歌なり。かはたまのよかはといへり。

42かつらがはよるかひのぼるかゞり火のか、りけりとも今こそはしれ

同三にあり。よるかひのぼるとよめり。

仁徳天皇六十二年五月に、額田大中彦皇子鬮鷄に臆す。時に皇子山の上より野中を曠に物あり。其ノ形廬のごとし。史をしてみせしむ。かへりてまうさく、窟なり。因て鬮鷄の稲置大山主を喚びて此を問。曰、氷室也。其藏如何。曰、地掘、丈余して、草をもて其上へに蓋、敦・茅・荻をしきて、氷をとりて、其上へに置。夏の月を経て泮ず。皇子即其氷を御所に献。天皇是を歎。これより季冬に氷を蔵て、春の分に氷を散也。委見日本紀。氷室はこれよりはじまれり。

129 すべらぎのみことのすゑしきえせねば今日もひむろにおものたつ也

堀河院百首、俊頼歌也。氷をばひのおものと云也。

前掲Aと比較すれば、Aではまず「氷室」の標目に関する長い注（氷室の由来。流布本にもある）がまったく欠脱していることがわかる。また、気になるのはAにおいて各項目の冒頭に「これは」という説明を切り出す語が置かれていることである。知られる限りほかにこの定型を有する童蒙抄資料はない。経験的に言つて、書写の過程でこのよな定型の変更が行われることは稀ではないかと思う。Aは確かに童蒙抄異本と密接な関係にはあるが、異本の写本そのものとは認めにくい。

このことは新出の断簡Bによりいっそう明らかにになる。同じ箇所の異本本文（流布本もほとんど同文）を掲げる。

（832つ、めどもかくれぬ物は夏虫のみよりあまれる思ひ成けり

大和物語に有。式部御宮のかつらの宮にすみ給ける時、そのさぶらひけるうなるおとこ、宮を思ひ懸たてまつりけるをしろしめさざりけり。蛩の飛ありきけるを、かれとりてこ、と此童にのたまひければ、かざ

みのすそにつゝみて御覽ぜさすとて、かくきこえける也。)されば夏虫とは螢をいふと見えたるを、又夏夜火に飛いるあをき虫をもいふ也。本文に青蛾弘燭といへり。礼記月令曰、季夏之月、腐草為螢。注、螢ハ飛虫、螢火也云々。

六帖歌に

833 もゆる火に思ひ入にし夏虫はなにしかさらにとびかへるべき

蟬付晚蟬 空蟬

834 石はしるたきもとゞろに鳴蟬の声をしきけばみやこおもほゆ

万葉第七に有。滝もうごきてなくとよめり。

(晚蟬)

835 ひぐらしはときとなけどもわがこふるたをやめわれはさだめかねつも)

一見して大異があることが知られよう。834とその標目がなければBを童蒙抄と認定しようとは誰も思うまい。しかし、よく見ればその内容はよく共通しているのである。

最初は夏虫の注だが、文言はまったく異なっているものの、先に「螢」と解すべき歌を挙げて、次に「灯火に飛び込む小さな青い虫」と解すべき例を加える、という構成は同じであると見なせる。挙げられた証例も、Bの「これは六帖第六巻にあり、伊勢がよめるなり」という証歌は恐らく833であろう(実際に六帖第六巻にある。この歌の作者は不明だが、六帖では隣に「いせ」と作者注記する歌が並ぶ。注記の位置が一首分ずれた本が存在したと考えることも不可能ではない)し、異本に「本文」として引く漢文もBの「小野篁消息」を指すのではないか。異本が礼記を引用

しているのがBには見えないが、礼記は「夏虫ハコ」説に関連する資料であることを考えると、論述の順番としては「灯火に集まる虫」説に加担する833の後にあるのは本来不適切で、832の後にあるべきだろう。Bではこの切に前接する部分にあったのかも知れない。それなら現存の童蒙抄よりもBの方が整理された形になっているとも言える。

ただし、全く新しい要素として、Bでは現存する童蒙抄にはどこにも見えない歌、「せみのこゑなげばかなし夏（衣うすくや人のならむと思へば古今集715）」が末尾にある。流布本でも異本でもすぐに次の「晚蟬」の歌に移ってしまっている所である。増補と考えれば、やはりBが現存の童蒙抄より後出の形態を持つことの徴証となる。

ここで注意したいのは、現存の異本の配列は範兼の手によるのではなく、後人によって堀河百首題などを参考に大きく改められたものであることである（浅田第二稿参照）。第二種断簡は異本の配列に従っている（A）。Bは流布本と異本とがほとんど同じ本文を示す箇所だが、Bのみがむしろ整理・増補を加えたような形態になっている。

整理・増補が範兼によって加えられたとして、その本がまた異本と全く同じ配列の改変を経る可能性はまず考えられないだろう。従って、第二種断簡は異本を基にさらに後の人間が整理・増補などを加えたものと結論すべきであると思う。注の書き起こしに「これは」の文言を加えたのも同じ人物であろう。これが童蒙抄と呼ばれるべきものなのか、あるいは後人による別の作品と解釈されるべきなのかは、さらなるツレの出現に待つほかはなからう（後人による大幅な加筆が加わっていても、それだけで別作品とすることができないのは、平家物語のような極端な例を考えてみればわかる）。

この改変者は、異本に手を入れるにあたって、範兼が記さなかった和歌の出典を調査し（833）、注の内容もよく読んでいる。増補を加え、より広汎な学書を作ろうとしたのかもしれない。童蒙抄の享受史の問題として注目しておきたい。（なお補記参照）

〔第三種〕伝清輔筆

あかしのとなみまたさはきけり

同巻にありあはしまとはあはを云也

となみとはあかしのせきのなみと云也

264ことしゆくひにひしまりのあさころも

かたのまよひはたれかとりけむ

同巻にありにひしまもりとよめり

265わたのはらやそしまかけてこきてぬと

人にはつけよあまのつりふね

古今第十九巻にあり小野篁刑部大輔なりける

時もろこしのつかひにつかはす時大使と船のこと

(複製手鑑『心画帖』、昭7刊より)

伊井春樹氏『古筆切資料集成』第四巻では出典未詳となっている切。これが童蒙抄の断簡であることは小林強氏の御教示によって知った。複製では筆勢はよくわからないが、平安時代や鎌倉初期に遡るようなものではないと思われる。しかし古写本として注意すべきものではあろう。

本断簡は巻三にあたり、異本欠落部なので流布本と比較するほかはない。細部の異同はあるものの、おおむね同じ

と云つてよいが、問題は二行目の「同巻にあり」である。ここは流布本では「万葉第七に有」とある（263は巻七1207であり、この注は正しい）。しかしその一首前（262）は流布本では「日本紀第二」の歌であつて、263の出典を「同巻にあり」とは書けないはずなのである。その前をさらに遡つても、万葉集の歌は並んでゐるが巻七ではない。童蒙抄写本の出典の巻表示はしばしば間違ひがあり（この断簡でも265は古今集巻九の誤り。流布本は正しい）、これもその一つに過ぎないのかも知れないが、本断簡が流布本とは異なつた配列を持つ本であつた可能性を否定することはできない。

以上、古筆資料三種を検討した。これによつて童蒙抄の成立に大きな知見が得られたとは言えないが、まだまだツレが残されている可能性はあり、今後とも搜索を続けて行きたい。実はそれよりも意外だつたのは、これらの断簡がみな平仮名本だつたことである。前稿では流布本と異本から、童蒙抄は本来片仮名本であつただろうと推測してゐた。童蒙抄には声点がかかり差されているが、これもこの時期の資料としては片仮名本の方に現れやすい現象である。<sup>(1)</sup>後考に待ちたい。

## 二、成立の問題

童蒙抄がいつ成立したかについては複数の見解が対立している。長寛三年（1161永万元年）四月に範兼が没する以前であることは明らかだが、ごく若年の作とする説と、晩年のものとする説があるのである。まず、久曾神昇氏の歌学大系解題は「明確にしがたい」と断つた上で、（1）袖中抄が諸歌学書を引用する時の順序から、奥義抄以後であるろう、（2）異本奥書に「仁平以往所抄也」とあるのを信ずるならば、仁平（1151〜1154）以前となる、の二点を手掛りとして提示、久安（1145〜1151）・仁平の頃かという説を立てた。ただし（2）については、久曾神氏は異本を草稿本と

考えられたので（実際は逆で、改稿本であることは前稿参照）、流布本の成立はさらに遅れるかもしれないと認められる。

一方、川瀬一馬氏『古辞書の研究』（昭30）は童蒙抄が元永元年忠通家歌合の歌を引いている（75歌）ことと、後拾遺集までの勅撰集を多く引いているながら金葉集を引かないことから、元永元年（1118）以後大治二年（1171）頃までの間の成立と推定された。範兼は10年生まれなので、最大限遅く見積もっても二十一歳という極めて若い時期の作品になる。氏の説は昭和50年の『古辞書叢刊』解説でも変化はない。

川瀬氏の立場を補強したのは滝沢貞夫氏「和歌童蒙抄」について（中古文学24、昭54・9）である。氏は引用和歌の中で最も新しいものはやはり川瀬氏の指摘する元永元年の歌であることを確認し、さらに金葉集に入集する経信歌（巻二「冬夜」の156歌）が、金葉集ではなく経信集から採られていることを、範兼が金葉集を見ていないことの傍証として提示された。また、歌学大系が論拠の一つとして掲げた袖中抄における諸歌学書引用の順序の問題についても検討を加え、奥義抄と童蒙抄のどちらが先に出ている場合も多数あることを指摘し、成立の手掛かりとはならないと論じられる。また異本が「再構成本」であることを明らかにし、「仁平以往所抄也」は再構成の年時と見る。

次に、太田晶二郎「和歌童蒙抄はどなたのために作ったか」（前田育徳会尊経閣文庫小刊4、昭52・5）は「桑華書誌」所載「古蹟歌書目録」（太田自身が日本学士院紀要12—3、昭29・11に翻刻紹介したもの。現在では『太田晶二郎著作集』に収められている）に「童蒙抄一部五帖 範兼卿撰進二条院」と記すことを指摘した。同目録は守覚法親王の蔵書目録かと推定される貴重な文献であり、平安末期の歌書については第一級の資料である。そこに、二条天皇（康治二年1143〜永万元年1166、二十三歳）への撰進が注されていることは看過し得ない。少なくとも仁平（1151〜1154）よりさらに後でなくては二条天皇は歌学書を奉らせたりする年齢には達しないので、童蒙抄は範兼最晩年（すでに金

葉集の次の詞花集も成立している）の作品とせねばならなくなる。

滝沢氏が歌学大系の説を打ち消された考証は正しいものと思われ、あとは内部徴証と古蹟歌書目録の記述との矛盾を解消する必要があるわけである。とりあえず、範兼は金葉集成立以前のごく若い頃に本書を執筆し、晩年になってから主著として二条院に献呈したと考えれば矛盾を回避することは可能であるが、この点で示唆的な発言をしておられるのは山田洋嗣氏である。

山田氏は「和歌童蒙抄の形成―平安後期の注釈の問題として―」（立教大学日本文学52、昭59・7）において「この期の歌学書においては、対象を後拾遺までに限定することが多い」として、童蒙抄のほか同じく範兼の五代集歌枕、奥義抄、和歌初学抄、五代簡要を挙げられ（和歌色葉もこれに含めてよからう）、それはすなわち同時代の「古歌」意識の枠を示しているのだと論じられるのである。

この意見は説得的であるように思われる。そうであれば、童蒙抄が金葉集や詞花集を取り上げていないからと言ってそれら以前の成立であるとは論じられないことになる。範兼は大治五年（1130）、二十四歳の時の殿上藏人歌合（歌合大成三三三）が和歌事跡の初見であるから、早い時期から和歌の研究を行っていても不思議ではないが、歌人としての活躍期は何と言っても二条朝であるから、それに近付けた成立を考えたほうが自然ではある。ただし、前稿で論じた通り、童蒙抄は一回的な成立を考えるべき作品ではなく、不断に増補拡充を加え続けることを意図された「進行中の」学書と見るべきであることは注意したい。二条天皇への献呈を何次めかの成立の契機として含み込むような、ある程度長い時間を童蒙抄の生成期間としてイメージするのが現時点では最上であろう。

なお、「進行中の」作品であることを前稿で述べたとき（第二稿109頁）、繁雑になるのを恐れて具体例を挙げることでできなかつたので、ここで補っておきたい。尊は尊経閣本、異は異本、部は高松宮本部類和歌集の略称である。

(1) 目録にはあつて本文が欠ける項目の存在

・卷一「冬月」、本文は標目のみで六行空白(尊)。異はこの項目なし。

・卷六「仏」、本文は標目のみで一行空白(尊)。部は「阿耨多羅三藐三菩提の仏立我たつそまにみやうがあらせたまへ」の歌を書き、注はなく一行空白。異は欠落部。

・卷七「冬草」、本文は標目「冬草」のみで歌や注はなし(尊)。異はこの項目なし。

・卷九「貝」、本文なし(尊)。異にはあり。

・卷十雑体「旋頭」、本文にはなし(尊・異)。

・卷五、本文中の標目「伎芸部」の下に細目「碁 画図」とあるが「碁」の歌と注はない(尊。卷五日録にも「碁」はなし)。異は欠落部。

(2) 本文中に参照せよと指示されているのに存在しない部類

「神楽部」(98に言及) ・ 「五節部」(256に言及) ・ 「仙部」(580に言及)

(3) 本文にあつて目録に見えない項目の存在

卷三「岳」・「淵」・「津」、卷六「網子」、卷七<sup>3</sup>「辛藍」・「埋木」・「箒木」・「合歛木」・「櫛」・「櫃」、  
卷八「百千」、原卷次不明(異本特有項目のため)「黄葉」・「擣衣」・「稻負鳥」。

(4) 釈義の空白

402 「後拾遺廿ニアリ三車トハ」 (尊。異は欠落部)、443 「物部ノ八十氏河」 (尊・異)、524 「ヤチホコノ神トハ」 (尊・部。異は欠落部)、566 「ウズノタマエトハ」 (尊・異)、578 「カハニホツマツトハ」 (尊・異)、654 「ユタネマキ」 (尊・異)、661 「マテル」 (尊・異)、673 「フミニハ」 (尊・異)。そのほか巻六末尾は異「もの、ふの」歌を書き、注はなし(特有歌)。また、巻十、四病と八病との間に七行空白(尊)。

(5) 出典巻次の空白

181 「万葉第 ニアリ」(尊。異は欠落部)、497 「万葉 あり」(部。尊「万葉ニアリ」。異は欠落部)、516 「万葉 ニアリ」(尊。部「万葉にあり」。異は欠落部)、538 「万 ニアリ」(尊・部。異は欠落部)、661 「万葉第 ニアリ」(尊。異「万葉に有」)、711 「万葉第 ニアリ」(尊・異)、753 「同(万葉―注) 第 ニアリ」(尊。異「同に有」)。

以上のうち、(1) (2) は範兼の計画にはあつてまだ具体化されていない部分を示す。(3) は逆に、すでに執筆したにも関わらずまだ目録を手直ししていない部分、(4) ・(5) は今後の課題として充填を目指している部分となろう。

(1) (2) を見ると範兼には例えば神仏に関する項目については増補の予定があつたように思われる。それは資料が集成できなかつたためではなく、じっくり整理しようと考えていたものと想像される(見付けにくいものではないはずなので)。巻九「貝」のように異本で充填された部類もある。

(3) は目録に誤脱がある可能性もあるから慎重に扱いたい、巻七の植物関係項目群は目録を越えて増補が進ん

でいったことを示しており、範兼の作業が目録に定められた形態を最終目標にはしていなかったことがわかる。

(5) では巻を空白にしてあるのは万葉ばかりになるのは当然だが(他の集なら検索は容易なので)、万葉は巻次を付す場合でもしばしば誤りがあり、伝本間の揺れも稀ではない。実際には万葉歌ではないものを誤認している例もまま見られ、範兼は出典調べに相当苦勞していることがわかる。範兼本人が万葉から採集してきている場合はもちろん問題なかったろうが、既成の歌学書(例えば疑開抄)を吸収再編している部分では面倒であったらう。(5)のような例がしばしば現れるのは、範兼が先行書に多くを頼っているからだ。しかし、空白にしてあるのはわかり次第埋めていこうという意志の現れではあろう。

成立論についても一言加えたい。久曾神氏は草稿的な異本から精選を経て流布本に定まるという経路を提示されたが、これは流布本の成立を以て童蒙抄は完成するというイメージを読者に与えた。滝沢氏は両本の順序を逆転されたが、その間の差異はほとんどないものと論じられたため、結局童蒙抄の一次的成立のイメージは保存される結果となったのではあるまいか。実際には右に示した通り、童蒙抄は未完成な部分を空白として含み持ちつつ、平行してさらに組織を拡大し、新たな枠を設定して進行中の作品だったのである。

### 三、儒者の注釈として

童蒙抄は博引の学書と考えられているのではなからうか。確かに多数の文献が引用されているのは事実であるが、その博引は顕昭などとは異なっている。

最も大きな点は、それらが漢籍と国史に偏っていることである。童蒙抄の引く漢籍は六十八種にもぼる(田中幹子氏「院政期歌学書の『和漢朗詠集』利用について―『和歌童蒙抄』を中心に―」和歌文学研究62、平3・4の注4

にリストがある。ただし孫引きが多いらしいことも既に田中氏や黒田彰子氏により指摘されている。また、「日本紀」「国史」の引用は（書名を出さないが明らかに書紀の引用であるものなどをいくらか含めると）約八十箇所もあるのである。

漢籍（仏典を含む）が多く引かれることについては、儒者範兼の教養を反映するものと理解されており、国史もそれに準ずるものと考えてよからう。山田洋嗣氏は院政期の歌人が漢詩文を典拠として詠み合う状況と結び付けて、範兼が「歌人たちの中国故事への要求をふまえ、さまざま未知の故事なども多量に増益し、自身の学者としての存在、学の有用性を最大限に發揮させるかたちでまとめなければならなかったし、まとめたかったのが、童蒙抄だったのではないか」と論じておられる。従うべきであろう。

漢籍・国史の引用の甚だしい多さに比べ、その他の国書が引かれることは少ない。引かれたものでも富士山記（130）や風土記（170）、浦嶋子伝（492）など漢文文献に属するものが目立ち、注釈の対象とした歌集のほかに範兼が使用した和文献は決して豊富ではないのである。注釈の対象になっている歌集は主に万葉、古今く後拾遺の勅撰集、古今六帖、堀河百首（山田洋嗣氏の調査によれば出典を明記する歌758首中673首、約89%がこれらの主要歌集の歌である）だが、それ以外の典拠をなす歌集、また注釈に引かれる歌集を見ても、有名な歌合がある程度資料になっている（巻十に判例集があることと関係するであろう）ほかは伊勢物語・大和物語・玄々集が複数あるだけで、その他の歌集は小町集・匡房集・散木奇歌集・日本紀寛宴和歌・朗詠集が一首ずつという、まことに寥々たる有様なのである。しかもこれらも先行歌学書からの孫引きかもしれないが、実際には原典に当たっていない可能性もある。恐らく三十六人集などは全く見ていないのではないか。

範兼の教養は限られている。先行歌学書（疑開抄や俊頼髓脳が代表的なものだが、ほかにも多いであろう。範兼は

歌学書を引用するときは書名を出さないのが原則なのでその実態は掴みにくい)の集成・部類によって得た知識のほかは、主要歌集を通覧していくことで学習をしていたものと思われる。万葉は特にその対象として重要であったと思われ、注釈された数も飛び抜けて多いが、万葉が漢文文献の要素をも持っていることを考えると、やはり儒者としてのアプローチの特性が出ているのではあるまいか。例えば童蒙抄にはかなり多量の声点が差されているが、それは漢籍・日本紀・万葉の訓に集中しており、差声という漢籍に対する研究の様式が万葉までを含み込む形で実施されていたことを示している(万葉集以外の歌に差声した例はずっと少ない<sup>5)</sup>)。そう言えば、やはり儒者であった橘敦隆が作成した歌学書は万葉集を全巻部類した類聚古集と、万葉集目録であった。

範兼が、疑開抄を下敷きにしていながら、その構成を中国類書風に改めていたことはすでに指摘した(浅田第二稿)。その枠の中で、主要歌集に出てくる事柄や先行歌学書の記述を部類したものが童蒙抄なのだが、綺語抄という先例があるとは言え、範兼の作品は仲実よりもいっそう類書に近似している。例えば歌ごとに詳しく出典を注記する形態がそうである(綺語抄では出典注記はほとんどない)。万葉の巻次が不明の時はわざわざ空白にしておく措置が取られていることも本稿で述べた。また、原典からの書承の忠実さもそれ以前の歌学書に比べると際立っており、原資料の抄出再編という方法意識が徹底していることが知られる。<sup>6)</sup>

それは山崎誠氏が中世の学問(主に漢文・仏教の世界の)の基本的性格として提示された「抄撮」ということと重なるのであって、<sup>7)</sup>ある意味では当時の貴族の学習行為一般に還元し得ることであろう。しかし、それが和歌に対して適用されていることに改めて注目すべきである。むしろ和歌に対して漢籍・仏典の研究方法を敢えて適用していることが、童蒙抄の他の歌学書に対する差異の根源になっているのではないかと思われるのである。

ここで想起される論文に、神山重彦氏「和歌童蒙抄」に見る和歌享受の態度」(松村博司先生古稀記念 国語国

文学論集』昭54）がある。神山氏は童蒙抄が多くの漢籍を引用するとき、その中国故事が当該の和歌の典故ではないことを知っているのに敢えて引く、という態度をしばしば見せることに注目しておられる。ある歌を掲げ、類似の漢籍を引用した上で、「コレヲミテハヨマザリケメドモ、ヲノツカラカナヒタルシモメダタクコソアレ」（50）「……トイヘルガヨクニタルコソアハレナレ。サカヒハ（日本と中国と―注）コトナレド、コ、ロハヲナジカルベシ」（436）などと、両者の一致を（典故関係を離れて）味わおうとする記述が童蒙抄には目立つのである。ちなみに、疑開抄佚文にもこの種の注は含まれておらず、範兼が先行歌学書からこれらの注を書承した可能性は小さい。

神山氏はこの現象を説明するに当たって、当時の歌人が和歌を享受するに際して種々の古典を背後に思い浮かべながら読んでおり、それは必ずしもいわゆる「典故」に当たる場合だけではない、ということと同時に代の歌合判詞などから引証し、範兼の漢籍想起をも同じように一般的な享受論に還元して解釈しておられる。その視点自体の有効性は否定されるべきではないが、童蒙抄の個別的な問題としては、範兼がいれば儒者の眼で和歌の世界を眺めようとしていることの現れと見ておくべきではないだろうか。恐らくこれらの中国故事は自然に「想起」されたものではなく、範兼が童蒙抄を執筆しながら自身の立場を形成していく過程で、通常の範囲を越えた積極的な結び合わせを志向したことの結果であったものと想像する。童蒙抄はコンセプトチュアルな学書なのである。

なお、歌集の注釈でありながら漢籍や国史の引用（国史の方は全くの捏造）ばかりを行う同時代の歌学書に伝範永万葉集抄（冷泉家蔵「万葉集抄」を仮にこう呼んでおく。転写本により秘府本万葉集抄として知られていた作品）がある。童蒙抄ほど高い学識に基づいた作品ではないが、国史と漢籍に和歌を結び付けようとする志向は注目される。これらの学書は、国史や漢籍に直接取材した古歌の典故を指摘するという次元を越えて、和歌にこの種の文献の世界を貼り付けようとするが、それは古歌からの「想起」が自然に延長された結果ではない。延長を促す何かの動因がそ

こには働いているはずだ。和歌の背後にこれらの典籍の作る奥深い世界があるように設定することで、注釈に堪える「深み」を和歌に与えようとしたのであろう。それは中世古今注のある種のものにもつながっていく態度である。正確な引用を旨とする童蒙抄は、虚誕を並べ立てる中世注釈とは全く逆の存在とも見えるが、「真正／虚偽」という二分法によつて歌学史の基本軸を定め得るかどうかは疑問の余地があろう。ただしここでは問題点の指摘にとどめたい。<sup>(9)</sup>

#### 四、「古歌」の問題 — 歌林良材のことなど —

ここで右に述べたことに関連する問題を一つ取り上げておきたい。山田洋嗣氏の提起された<sup>(10)</sup> 童蒙抄は「古歌」を捏造しているのではないかという疑惑についてである。

氏は童蒙抄が「古歌」として掲げる歌36首を調査し、それらが原拠不詳であるだけでなく、そのうち29首はまったく他の歌学書にも見えないことに注目された。院政期歌学書が取り上げる原拠不詳歌は、通常いくつもの学書に重複収載されていることが多く、古くから口伝と共に伝えられてきた古歌のプールとでも言うべきものを形成していると考えられる。その中で、他の学書に共有されない童蒙抄の「古歌」は異常なのである。

一方、一般の歌学書に取り上げられている出典未詳歌は、童蒙抄では「古歌」とも何とも出典注記を付さずに収録されている。山田氏はこれらを「無注歌」と呼び、範兼が「古歌」と注するものがこれらとは別のグループを形成していることを確認された。さらに、「古歌」と注される歌には漢籍や日本紀を踏まえた特異な内容のものが非常に多く認められる。これら諸点を考え合わせ、山田氏はこれらの「古歌」を、漢籍や日本紀の珍しい（以前に詠作例のない）事項をもとに範兼が新作したものではないかと解釈されたのである。誰も詠んでいない新たな事項を歌壇に提供しつつ、それを「古歌」と称して紛れ込ませることは範兼にとって「かなり微妙な一種の遊び」であつたらうと氏は

推定しておられる。

この議論はかなり説得力があり、また範兼が新作する「古歌」の内容が童蒙抄全体の志向を反映していることには、実に興味深い。前稿において指摘しておいた高松宮旧蔵「部類和歌集」における「古歌」本文の異同も、あるいは山田説の補強になり得るかもしれない（浅田第二稿山頁参照）。しかし、なおそのままこれに従うのには躊躇を覚えるのである。その理由は二点ある。

第一に、これらの「古歌」をいくつかまとめて収載していた散逸資料が知られることである。夫木抄の出典注記に「歌林良材」なる書名が見えることは築瀬一雄氏が指摘され、「別本歌林良材抄（集）」の名の下に佚文を集成しておられる。<sup>(11)</sup> 夫木抄の成立からしてももちろん現在残る一条兼良の歌林良材集ではないことは言うまでもない。これに童蒙抄「古歌」と共通する歌が含まれるのである。<sup>(12)</sup> まず、「歌林良材」の集付を持つ歌を列举しよう。なお、引用は「新編国歌大観」に拠るが、集付は山田清市・小鹿野茂次両氏の『作者分類夫木和歌抄 本文篇』（昭42）を参照した。まだ見落としがあるかもしれない。<sup>(13)</sup> ご教示を乞う。

A 942 春雨のたなびくけふの夕暮は月も霞におとらざりけり

B 484 かぞいろは哀とみらむつばめだに二人は人にちぎらぬものを

C 3674 旅人は山のすそにやすらへばあをみな月もすずしかりけり

D 781 いもが門ゆき過ぎがてにひぢかかさの雨もふらなむあまがくれせん（六一）

E 537 の前「かすみのせき 霞 武蔵 曰歌林良材載之」

F 570 あづまぢのとやとよとよりのあけほのほととぎすなくむやむやのせき

G 9548 もののふのいづさ入るさにしをりするとやとやとほりのむやむやのせき

H 10222 たのめつつきがたき人をまつほどにいしにわが身ぞなりはてぬべき

I 11409 神風やいせのうらわにきよすなるとこよの浪や君がよのかず

J 15011 秋の月しろくぞでれるうなばらのあをふしがきも色かふるまで（左注「此歌童蒙抄云、日本記の事代主の神の

海中に八重のあをふしがきつくりてかへりさりぬと云々）

K 15337 ひかげ草かかやくかげやまがひけん白銅鏡くもらぬものを

L 15345 あづまぢの野守のかがみえてしかなおもひおもはずよそながら見ん

すべて題知らず・詠み人知らずである。中にはKのように後拾遺集（112長能）の歌もあるが、それも詠み人知らずになっていることは歌林良材が出典注記を入れられない形態の作品だったことを示唆するものと考えたい。Dは六帖の第一に入っていることを集付が示しているが（六帖一448で、この集付は正しい）、歌林良材がそのように出典を示していたのではなく、夫木抄が両方のルートでこの歌を採録したものと思われる。他はみな出典が知られない。<sup>14</sup>Dは俊頼髓脳をはじめ院政期の歌学書に何度も引かれる歌で、山田氏の指摘される、諸歌学書の間にも共有された古歌のプールに漂っているものと言えよう。同じような歌は他にも多く、A・B・C・G・Lが他の歌学書に見える。さて、この中で童蒙抄と共通する歌は次の八首である。

A ハルサメノタナビクケフノユフグレハ月モカスミニヲトラザリケリ（52）

万葉第十二アリ。……（万葉卷十184を指すか。しかし下句異なる―注）

Bカゾイロハアハレトミラムツバメスラフタリハ人ニチギラヌモノヲ（730）

（出典注記なし）

Dイモガコトユキスギガテニヒヂカサノアメモフラナムアマガクレセム（49）

（出典注記なし）

Gモノ、フノイツサイルサニシホリスルトヤ〜ドリノブヤ〜ノセキ（218）

古歌也。……

Hタノミツ、キガタキヒトラマツホドニイシニワガミゾナリハテヌベシ（220）

シラ、ノモノガタリノ第二ニアリ。……

I神風ヤイセノウラワニシキヨスルトコヨノナミヤキミガヨノカズ（367）

古歌也。……

Jアキノツキシシロクゾテレルウナバラヤアラフシガキモイロカハルマデ（34）

古歌也。……

Lアツマヂノ、モリノカヅミエテシカナヲモヒヲモハズヨソナガラミム（489）

（歌の前に）或秘抄云、此歌古歌二首也…

これらの重複を見ると、前述の通り諸歌学書に共有される作者不詳の和歌群もある（Aは現存本能因歌枕と類聚証、Bは俊頼髓脳ほか、Dは俊頼髓脳と袖中抄、Gは綺語抄と疑開抄、Lは俊頼髓脳ほか）が、I・Jのように他にまったく見えない歌もある。山田氏の分類ではB・Dが「無注歌」、I・Jが範兼の作かと疑われる「古歌」となる。

歌林良材の成立はまったく不明である。童蒙抄に先行する可能性もないとは言えない。もちろん童蒙抄を資料のひとつとして、作者未詳の歌を中心に採集していった学書なのかもしれないが、これだけでは判断できない。夫木抄では「童蒙抄云」の左注があるが、これは必ずしも歌林良材にこの注記が存したことを意味しないであろう。夫木抄が別個に童蒙抄を資料にして注記を加えることはあり得るからである。「古歌」を範兼の作品と認定するのに躊躇する理由の一つは以上のようなものである。<sup>15)</sup>

第二の理由は、「古歌」の解釈を範兼が誤っているように思われる例があることである。例えば、809「ウラミカネムマヤノトオモフマニケフモヒツジニナリニケルカナ」について、範兼は「古歌也」として、「妬記」に載せる説話（男が嫉妬深い妻を欺く為に羊に変身したかのように装い、嫉妬が止まなければ人間には戻れないと告げる話）を引いて注する。しかし、この歌では男が「羊に成る」ことは関係あるまい。歌学大系本には後人注で「歌表は午の時と思間に、未の時と云ふにや。此抄の説は羊に成たることを云へり」とあるがその通りで、時刻の未でなければならぬ。これに「妬記」の説話が関わっていると読むのはかなり難しく、範兼が詠んだ歌と解釈するのは抵抗がある。

また、820「コシラヘテコ、ニヤヨトハイヘドナヲシタヒテアrikコヒノヤツコカ」も「古歌也」として韓非子の説話（母が泣く子連れて歩いていたとき、家へ帰ったら豚を殺して御馳走を作るからといってなだめすかす話）を引くのだが、原話では母は子と一緒に家へ帰ってくるのであり、「ここに居よ」となだめすかすと言うこの歌とは距離があるし、「居よ」に「ぬ（豚）」が掛かると考えて結び付けている（配列上「猪」の項）のにも抵抗を覚える。これも範兼自身の作品ではないのではなからうか。

山田氏の問題提起は魅力的であるし、説得される部分も多いのであるが、なおも、この種の歌を集めた資料があつて範兼はそれを書承しているだけであつた可能性を否定し切れないように思う。もしそうであれば、童蒙抄は「遊び」

を含まない、文献からの抄出を基本とする学書とイメージしてしまつてよいことになる。いかがであろうか。

以上、童蒙抄に関する拙稿の補遺を漫然と列挙してきたが、実は何よりも補わねばならなかったのは疑開抄の性格を明らかにすることと、それをもとに童蒙抄の編集態度をより鮮明にすることであった。ところが今回もまたそれは叶わず、別稿に譲らざるを得なくなつた。本質から遠い議論ばかりになつてしまい恥ずかしい限りである。

## 注

- (1) 拙稿「声点を有する歌書―定家に至る―」（鈴木淳氏・柏木由夫氏編『和歌 解釈のパラダイム』平10）参照。
- (2) 加島吉春氏「藤原範兼伝の考察」（平安朝文学研究6、平9・12）による。
- (3) 卷七日録「辛藍」「埋木」「箒木」、卷八日録「百千」は歌学大系本などには存在するが、尊経閣本や異本にはない。後人が本文を見て目録に補入したものと考えられる。
- (4) 「和歌童蒙抄」の注釈―「古歌」の問題を中心として―和歌文学研究49、昭59・9。
- (5) 浅田注（一）所掲稿。
- (6) 黒田彰子氏「中世和歌論攷 和歌と説話と」平9所収「和歌注釈をめぐつて―和歌童蒙抄と和歌色葉―」参照。
- (7) 「中世学問史の基底と展開」（平5）、「序章―学問注釈と抄撮―」。これは童蒙抄以外の範兼の著作でも見られる。五代集歌枕はまったく集成・分類のみによつて成り立っているし、薫類集抄（香道書。群書類従所収）も和漢の文献の部類のみで成り立っている。抄出・部類は範兼の学問の基本的性格を示しているのである。加島氏注（2）所掲稿はこれらの書物における範兼の姿勢を「知識のデモンストレーション」あるいは「知識の類聚」と評しておられる。
- (8) 同書については以前論じたことがある（「秘府本万葉集抄について」和歌文学研究59、平元・10）。引用の国書は日本紀と風土記が多く、あとは多様な漢籍であった。拙稿ではその「日本紀」や「風土記」が注者の捏造であることを述べ、引用されるほど多くの典籍を見ていたとは思われないと論じたのである。

ところが竹下豊氏は「平安後期の万葉集研究―『万葉集抄』をめぐる―」（『講座平安文学論究第十輯』平6）においてこれらの漢籍類を調査され、実際に原典に対応する記述が存する場合が少なくないことを明らかにされた。拙稿では「日本紀」「風土記」の例に絞って考察したのでこれらの漢籍については十分に調査しなかったことを告白せねばならない。竹下氏の御指摘に感謝したい。

ただし、竹下氏が原典にある引用として掲げられたもの（88・502における「礼記」、88における「元稹詩」、340における「晋書」、993における「遊仙窟」、2304における「古今序」、267における「史記晋世家」、353における「日本霊実記」、452における「莊子」。「霊実記」は「霊異記」の誤写と考えて同定）には朗詠注に引かれる事柄があるのには注意せねばならないと思う（元稹は朗詠65、古今序は朗詠68のそれぞれ本文。史記晋世家は朗詠138の注）。本書には典拠の名を出さなくても実は朗詠注に拠っているのではないかと思われる注があり（876王喬説話は朗詠549注、178蘇武説話は朗詠695ほかの注）、また新撰朗詠まで話を広げれば「莊子」（新撰朗詠615）もカバーされる。新撰朗詠の同じ句の注に当たる淮南子の故事が本書朗詠注に見えるのも無視できない。注者はそれぞれの原典から直接引用しているわけではなからう。

結局の所、伝範永万葉集抄は朗詠注のような幼学書の類から適当に関係するものを引用してただけではないのかという疑いがあり、「日本紀」「風土記」の引用（と称するもの）が捏造による権威付けであったように、これら漢籍も手軽な教養めかしの手段であったのではあるまいか。本書は和歌関係の典拠（歌集類）を引いておらず、その方面の知識は豊かではなかった可能性が高い。

(9) 「実証的」であることを特徴とする院政期歌学が、同時に偽典拠の氾濫を招くことについては拙稿「歌学と歌学書の生成」(『院政期文化論集3 テキスト学』未刊に収録予定)において論じた。

(10) 山田氏注(4)所掲稿。

(11) 碧沖洞叢書1「中世散佚歌集の研究」昭33。のちに増補訂正して「中世和歌研究」昭56に収録。

(12) 山田氏御自身もこのことには気付いておられた由である。

(13) 築瀬氏はほかに「詞林」と集付する夫木抄<sup>128</sup>をも同一書かとして含めておられる。その可能性はありそうであるが一応除外しておく。なお同歌も出典未詳である。

(14) Cは六華集<sup>128</sup>にあり、作者を好忠とする。ただし現存の曾丹集には見えない。ほかに綺語抄「山のすそべ」の項目(ただし掲出歌にこの語句はなく、標目と歌との間に脱落があるのでないかと想像される)にも見える。

(15) ほかに童蒙抄 676・843 は出典未詳で、日本紀の記述に基づく作品である旨の注があるのを、夫木抄では「日本記」と集付して収録する(1462・1428)。うち 843 は童蒙抄で「古歌」とする。こういうケースも、夫木抄が童蒙抄を誤読して採録したのか、あるいは「日本記」の歌と称する歌集のごときものがあつて夫木抄と童蒙抄がどちらもそこから採っているのか判断が難しい。

補記

脱稿後、『国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書』（臨川書店刊）の内容見本を披見した所、同叢書収録予定の書目として「家隆真跡歌書切 一幅」があり（第二十卷）、その内容につき「未詳歌書。『和歌童蒙抄』の異本断簡か。高松宮旧蔵」と紹介されているのに気付いた。すぐに国文学研究資料館蔵の紙焼写真（C 655）で確認したところ、本稿で古筆切第二種として紹介した伝家隆切のツレであることが知られた。詳しい内容は同叢書の解題において述べられるものと思うのでここでは遠慮するが、流布本 680・681（花橋）に該当する部分である。切の本文は流布本・異本（どちらも配列は同じ）とは大異があり、本稿で検討した事例で見られたのと同じような状態を示す。以上取り敢えず報告しておきたい。